太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

1 背景

(H28.9 策定、H28.10施行、H31.3改定、R3.3改定)

(1)太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買取制度(H24.7月)の開始以降,太陽光発電を中心に 再生可能エネルギー導入が全国的に拡大
- 本県の導入量は約354万kWで全国第1位(R2.9月現在)

(2)不適切案件の増加

設備の不備や景観・自然環境への影響等、設置、運営に関する不適切事案が発生



2 目 的

- 太陽光発電施設を設置しようとしている 事業者が、本ガイドラインに基づき、市町 村や地域の理解を得ながら施設を適正に 設置・管理
- 〇 地域社会との共生が図られた 太陽光発電事業の円滑な実施

3 対 象

出力50kW以上の事業用太陽光発電施設

- 建築物へ設置するものを除く
- ・実質的に同一の事業者が、複数の発電施設に 分割して設置し、合算した出力が50kW以上とな る施設(分割案件)を含む
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定を受けない施設 も対象

4 ガイドラインで定める主な事項

1 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や,生活環境,景観,防災等の観点から,太陽光発電施設が設置されることにより,甚大な影響が想定される地域(自然公園特別地域,保安林,土砂災害警戒区域等)

2 施設の適正な設置

- (1) 市町村との事前協議(事業概要書の提出,進め方等の事前協議)
- (2) 地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)
- (3) 施工に当たって配慮すべき事項
 - ① 生活環境:騒音対策,反射光対策,緩衝帯の設置 等
 - ② 景観: フェンス. 植栽等による対策. 山並みや眺望の対策 等
 - ③ 防災・安全:盛土・切土面の保護,土砂崩れ対策,雨水・排水対策 等
 - ④ 市街地等に設置する場合の配慮
 - ⑤ 工事期間中の緊急連絡先の表示
- (4) 工事完了時の市町村への報告
 - ①「工事完了報告書」の提出
 - ② 助言・要望等への対応

3 施設設置後の適正な維持管理等

- (1) 適正な維持管理(施設の保守点検,緊急連絡先の表示,災害発生時の対応等)
- (2) 撤去・廃棄(撤去・廃棄に係る計画の検討)
- ※ 10kW以上50kW未満の施設についても、2(3)の施工にあたっての配慮や、3の適正な維持管理等についての対応を要請
- ※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合, 市町村の条例等を適用